

各都道府県知事 殿

総務省自治財政局長

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災者の受入れ等に要する経費に対する特別交付税措置について

標記につきましては、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、御了知の上、被災者の受入れ等について最大限の御配慮をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を御連絡願います。

記

1 被災者の受入れに要する経費に対する特別交付税措置について

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の被災者の受入れを行う地方団体に対しては、被災地方団体からの要請の有無にかかわらず、当該受入れに要する経費（災害救助法（昭和22年法律第118号）第35条に基づき被災地方団体が負担するものは除く。）について、阪神・淡路大震災における措置（受け入れた被災者の延べ滞在日数に4,000円を乗じた額の範囲内で措置）を踏まえ、今後、関係地方団体の実情を把握した上で所要の特別交付税措置を講じることとしています。

2 その他の被災地応援に要する経費に対する特別交付税措置について

同地震の被災地への消防職員及び一般職員の派遣に要する経費、被災地から転入した児童・生徒の受入れに要する経費並びに派遣職員に付随する物資の応援等に要する経費に対する特別交付税措置については、阪神・淡路大震災における以下の措置を踏まえつつ、今後、関係地方団体の実情を把握した上で所要の特別交付税措置を講じることとしています。

（阪神・淡路大震災における措置）

消防職員派遣	24,000円～33,000円／日
一般職員派遣	15,000円～33,000円／日
被災児童・生徒受入	700円／日
物資応援経費	所要経費×0.5